

富良野市景観地区条例（案）

平成〇〇年〇月〇〇日 条例〇〇号

（趣旨）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第61条第1項の規定に基づく、富良野市都市計画に定める景観地区内における建築物の制限に関し必要な事項を定めることにより、当該地区内における良好な景観の形成を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）景観地区 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第6号に規定する景観地区をいう。
- （2）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。
- （3）色彩等の変更 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- （3）建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、又は、色彩等の変更をいう。ただし、色彩等の変更は、色彩面積が10平方メートルを超えるものに限る。

（色彩面積の算定）

第3条 景観地区内において建築物を建築等しようとする場合の色彩面積の算定は、次の各号による。

- （1）建築物の屋根及び外壁の色彩面積は、外観立面の垂直投影面積による。また、立面各方向における色彩面積の割合は、算定対象色彩面積を、その部分が属する立面全体面積で除した値とする。
- （2）高さの算定に参入されない棟飾、防火壁等の突出部、又は容易に取り外すことができる建築物への装飾は、色彩面積に算入しない。
- （3）色彩面積の割合は、棟ごとに算定するものとする。

（建築物の敷地が内外にわたる場合等の措置）

第4条 建築物の敷地が景観地区の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該景観地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、この条例の規定を適用する。

2 建築物の敷地が区分の異なる景観地区にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、その敷地内の景観地区の区分のうち最も広い区分に係る規定を適用する。

（認定の手続）

第5条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も同様とする。

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第19条第1項第6号に規定する条例で定める図書は、規則で定める。

(完了等の届出)

第6条 法第63条第1項又は法第66条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為が完了したとき、又は、中止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(認定を要しない建築物)

第7条 法第69条第1項第5号の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないとして条例で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る建築物
- (2) 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの
- (3) 建築基準法第6条第2項の規定により、同条第1項の規定による確認を受けることを要しない建築物
- (4) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号の規定による延べ面積が130平方メートル以下、かつ、建築基準法施行令第2条第1項第8号の規定による階数が2以下の建築物
- (5) 市長が公益上必要と認め、かつ、景観の保全上支障がないと認めた建築物

第8条 市長は、前条第5号の規定により、公益上必要と認め、景観の保全上支障がないものとして建築物を認定しようとするときには、あらかじめ、富良野市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。